

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	17		府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ ）		
要望項目名	経済社会のデジタル化等を踏まえた、申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の内容</p> <p>申告・納税等の税務手続の一層の電子化の推進にあたっては、企業の事務負担軽減に資するよう、簡素で利便性の高い制度及び運用とすること</p>		
関係条文			
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ビジネス環境を改善し、企業の生産性を向上させる観点から、企業が経済活動において直面する行政手続コストを削減する必要がある。税分野においては、電子申告等の利用率の大幅な向上が、行政コスト削減に寄与すると考えられることから、電子申告等の普及が望まれる。したがって、より一層の税務手続の電子化の推進にあたっては、上記の観点を踏まえた、簡素で利便性の高い制度及び運用になることが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>未来投資戦略にも記載のとおり、税分野も含めた行政手続の簡素化を事業者目線で進める必要がある。</p> <p>【未来投資戦略（平成29年6月9日閣議決定）】</p> <p>第1 ポイント II Society 5.0に向けた横割課題</p> <p>B. 価値の最大化を後押しする仕組み</p> <p>2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進 目指すべき社会像</p> <p>2020年3月までに、行政手続コストが原則20%以上削減され、国内外の企業にとって世界で一番活動しやすい事業環境が提供されている。企業は、行政手続による不要な手間から解放され、本業である付加価値創造活動に専念している。行政手続について、事業者にとって使い勝手の良い形でオンライン化され、書式・様式が共通化され、一度提出した情報は二度求められない（ワンスオンリー）。</p> <p>第2 具体的施策 II Society 5.0に向けた横割課題</p> <p>B. 価値の最大化を後押しする仕組み</p> <p>2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策 (i) 政府横断での行政手続コスト削減の徹底</p> <p>行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%以上の削減を目指す。ただし、「国税」、「地方税」については、電子申告義務化の実現を前提として大法人の電子申告利用率100%等、別途の数値目標を設定し、(中略)対応する。</p> <p>【未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定】</p> <p>[3] 「行政」「インフラ」が変わる 1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）</p> <p>i) 旗艦プロジェクトの推進 ② 法人向けワンストップサービスの実現</p> <p>規制改革推進会議の「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づき、国税・地方税・社会保険の手続について簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進める。</p>		
本要望に対応する縮減案			
		ページ	17—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済産業 経済基盤
	政策の達成目標	-
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	-
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	-

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-